

5



特集

生成AIと人事労務

▶ キーワードからみた労働法 第193回 生成AI ⑥

神戸大学教授 大内 伸哉

▶ 生成AIの業務利用における問題点と
対応策・規程例 ⑱

弁護士 古田 裕子 (多湖・岩田・田村法律事務所)

▶ ChatGPTを総務・人事の仕事で使う際の
活用事例と留意点 ⑳

社会保険労務士 加藤 秀幸

▶ 採用担当者がChatGPTの使用で
注意すること ㉓

社会保険労務士 金山 杏佑子

42

人権DD

人権デュー・ディリジェンスと企業対応

弁護士・東京都立大学非常勤講師 岩出 誠 (弁護士法人ロア・ユナイテッド法律事務所)

50

36協定

建設事業・自動車運転業務等における
上限規制の適用猶予終了後の36協定作成・運用のポイント

特定社会保険労務士 篠原 宏治

58

就労証明書

保育所等申込みの際の
就労証明書の書き方・注意点

特定社会保険労務士 菊地 加奈子

64

人材マッチング

人材マッチングサービス等を利用する場合の留意点

弁護士 友永 隆太 (杜若経営法律事務所)

68

給与支払

どうする？
従業員の給料が差し押さえられたときの会社の対応

弁護士 正木 絢生 (弁護士法人ユア・エース)

72

越境ワーク

「越境ワーク」の実際と起こり得るリスク

弁護士 宇賀神 崇 (宇賀神国際法律事務所)

76

リテンション

人的資本経営とリテンション・マネジメント

青山学院大学経営学部教授 山本 寛

連載

82

ビジネスガイド情報ファイル

まとめ：ビジネスガイド編集部

84

経済学で考える人事労務・社会保険

第42回 不十分な政府の「三位一体の労働市場改革」

昭和女子大学特命教授 八代 尚宏

88

変形労働時間制の具体的な実務での使い方

第2回 選択的週休3日制

弁護士 木下 達彦（隼あすか法律事務所）

94

変わりゆく労働環境のコモンセンスを鍛えよう！ 労働判例の読み方

第44回 欧州連合事件（職種限定契約者の能力不足等を利用とする解雇）

弁護士 光前 幸一

98

従業員と揉めないための労務トラブル想定問答

第27回 出社命令を拒否する従業員への対応（3）

弁護士 岸田 鑑彦（杜若経営法律事務所）

相談室

104 労働基準法

労働条件の明示事項の改正

弁護士 岩本 充史

105 労働契約

従業員から労災手続を求められた場合の
留意点

弁護士 加守田 枝里

106 就業規則

食事の支給に関する留意点

弁護士 荒井 徹

107 社内規程

車両管理規程

弁護士 松本 貴志

108 多様な働き方

在宅勤務制度導入に伴う在宅勤務手当の
社会保険上の取扱い

社会保険労務士 石寺 大介

109 ハラスメント

接待の場での管理職の対応法

(株)メンティグループ 代表取締役 加藤 貴之

110 メンタルヘルス

アンガーマネジメント

精神科産業医 西上 貴志（あすか産業医事務所）

111 労働・社会保険の手続き

社会保険・雇用保険手続における
マイナンバーの取扱い

社会保険労務士法人E Eパートナーズ

112 業務の効率化

RPAによる時間の短縮と属人化の解消

社会保険労務士 安部 敏志

113 労務に関わる税務

非課税とされる休業補償金と見舞金の支給

税理士法人山田&パートナーズ 中西 葵

❁読者プレゼントはP114に掲載しておりますので、
読者アンケートにご協力ください。

❁116 次号予告、お客様の個人情報の取扱いについて

会員
限定

社労士情報サイトの「ビジネスガイドWeb版」でマーク付きの記事をご覧いただくと、関連する裁判例の詳細を読むことができます。

特集

生成AIと人事労務

▶ **キーワードからみた労働法 第193回 生成AI** **P6**
神戸大学教授 大内 伸哉

▶ **生成AIの業務利用における問題点と
対応策・規程例** **P18**
弁護士 古田 裕子 (多湖・岩田・田村法律事務所)

▶ **ChatGPTを総務・人事の仕事で使う際の
活用事例と留意点** **P26**
社会保険労務士 加藤 秀幸

▶ **採用担当者がChatGPTの使用で
注意すること** **P35**
社会保険労務士 金山 杏佑子

いまChatGPTをはじめとする生成AIの利用が各方面で関心の的となっています。人事労務の業務においても例外ではなく、今後様々な影響が考えられるところです。

本特集では、生成AIによる雇用への影響や、業務利用する際の法的リスクと対応策(規程例も掲載)、総務・人事の仕事における具体的な活用事例と採用業務への影響について解説していきます。

活用が加速する生成AIへの対応に乗り遅れないよう、本特集でぜひ、業務利用の方法や現状の問題点と対応策を確認してみてください。

キーワードからみた労働法

生成AI

神戸大学教授 大内 伸哉

1 生成AIとは何か

生成AIは、「Generative Artificial Intelligence」の訳語です。「generative」とは、「何かを生産したり、創造したりすることができる」という意味の英語であり、生成AIは、画像、音声、文章など様々なコンテンツを生成することができる人工知能のことを指します。

ちなみに生成AIについて、その一つであるChatGPTに質問すると、「人工知能(AI)の一分野であり、ディープラーニングや機械学習の手法を使用して、新しい情報やコンテンツを生成するシステムを指します。生成AIは、与えられたデータやパターンに基づいて、自動的に新しいテキスト、画像、音声、動画、デザインなどを作り出すことができます。」と答えてくれました。

ChatGPTは、人間の話す言語(自然言語)を理解し、生成するという「自然言語処理」ができるAIです。大量のテキストデータを用いてトレーニングされた自然言語処理のモデルを「大規模言語モデル(Large Language Models)」といいます。これをチャットというタスク向けに応用したものがChat(チャット)GPTなのです(GPTは、「Generative Pre-trained Transformer」の略称で、生成型で、事前に訓練されたトランスフォーマーという意味)。

アメリカのOpenAI社は、GPTの第3世代の開発により、AIの言語生成能力を飛躍的に向上させました。2022年11月に登場したChatGPTは、またたく間に世界中に広がり、社会に革命を起しつつあります。生成AIは、言語以外の領域でも急速に進歩しています。例えば、OpenAIは、2022年4月に「Dall-E 2」という画像生成AIを発表しており、2023年4月には、AIが生成した作品が国際的な写真コンテストで優勝するといったことも起きました(出品者は受賞を辞退したそうである)。

今後、生成AIの開発競争が激しくなり、能力も精度もどんどん向上し、次々と新たなコンテンツが生み出されていくことが予想されますが、それが人々を不安にさせていることも事実です。実際、OpenAIのCEO(最高経営責任者)のアルトマン氏自身も署名した「AIリスクに関する声明」では、AIによる人類絶滅のリスクの軽減は、パンデミックや核戦争への対策と並び、世界的な優先事項であるとされています。生成AIのリスクは、人類全体に壊滅的な打撃を与えるおそれがあるので、無制約の利用は許されるべきではないということです。

2 生成AIのリスク

生成AIに対して、各国政府は機敏に対

応しています。イタリアのように、EU（欧州連合）の個人情報保護法であるGDPR（一般データ保護規則）との関係で問題があるとして、一時的に利用停止にする措置をとった国もありました（GDPRはEUのルールなので、潜在的には他のEU加盟国にも関係することであった）。イタリア政府が問題にしたのは、生成AIが訓練の際に使用する個人情報のデータの取扱いでした。イタリア政府が、OpenAIに対して改善を求めたのは、具体的には、ChatGPTでのデータ処理の方法を利用者にホームページで公開し、不正確に生成された個人データの修正や削除を要請できるようにすることや、子どもの利用を制限するため年齢確認システムを導入することなどです（その後、OpenAIが要請に対応したとして利用停止は解除）。

日本でも、2023年6月2日に、個人情報保護委員会が、OpenAIに対して、「生成AIサービスの利用に関する注意喚起等について」と題する行政指導を行っています（個人情報の保護に関する法律147条に基づくもの）。その内容は、機械学習のために情報を収集することに関して、①収集する情報に要配慮個人情報が含まれないよう必要な取組みを行うこと、②情報の収集後できる限り即時に、収集した情報に含まれる要配慮個人情報をできる限り減少させるための措置を講ずること、③上記①および②の措置を講じてもおお収集した情報に要配慮個人情報が含まれていることが発覚した場合には、できる限り即時に、かつ、学習用データセットに加工する前に、当該要配慮個人情報を削除するまたは特定の個人を識別できないようにするための措置を講

Column

OECDのAI原則

2019年に、OECD（経済協力開発機構）は、AIに関する国際的な原則を定めています。それは、次の5つのものです。

(1) AIは、包摂的成長と持続可能な発展、暮らし良さを促進することで、人々と地球環境に利益をもたらすものでなければならない。

(2) AIシステムは、法の支配、人権、民主主義の価値、多様性を尊重するように設計され、また公平公正な社会を確保するために適切な対策が取れる—例えば必要に応じて人的介入ができる—ようにすべきである。

(3) AIシステムについて、人々がどのようなときにそれと関わり結果の正当性を批判できるのかを理解できるようにするために、透明性を確保し責任ある情報開示を行うべきである。

(4) AIシステムはその存続期間中は健全で安定した安全な方法で機能させるべきで、起こり得るリスクを常に評価、管理すべきである。

(5) AIシステムの開発、普及、運用に携わる組織及び個人は、上記の原則に則ってその正常化に責任を負うべきである。

ただ、OECDは、生成AIの登場により、この原則を見直すと発表しています。従来5原則では、生成AIのもたらす悪影響に十分に対処することができないからでしょう。

OECD以外をみても、例えばEUでは「欧州AI法」の規制案が2021年に発表されていましたが、ChatGPTの登場により検討が加速化し、2023年6月14日に、欧州議会で賛成499票、反対28票、棄権93票という圧倒的多数で可決されました。立法化のためのプロセスはまだ残っていますが、新技術の発達のスピードに合わせて、できるだけ迅速にルールを形成しようとするEUの姿勢がみてとれます。一方、こうしたフォーマルなルールの制定を待つ間、企業に対して倫理的な行動を促すことも重要です。この面では、投資家が、AIの開発や利用において倫理的な行動をとる企業を選別して投資することは大きな効果があるといえるでしょう（ESG投資の一つである）。

ずること、④本人または個人情報保護委員会等が、特定のサイトまたは第三者から要配慮個人情報を収集しないよう要請または指示した場合には、拒否する正当な理由がない限り、当該要請または指示に従うこと、さらに利用者が機械学習に利用されないことを選択してプロンプトに入力した要配慮個人情報については、正当な理由がない限り、取り扱わないこと、というものでした。

また、内閣府に「AI戦略会議」が設置され、生成AIを視野に入れながら、どのような規制が必要かについて検討を始めました。その2回目の会議(2023年5月26日)では、AIのリスクについて、①機密情報漏洩や個人情報の不適切利用、②犯罪への悪用、③偽情報が作りやすくなること、④サイバー攻撃の巧妙化、⑤教育現場での不適切利用、⑥著作権侵害、⑦失業者の増加が挙げられています。⑥については、政府の知的財産戦略本部は、近いうちに、生成AIがどのような場合に著作権の侵害となり、その場合、誰が責任を負うかなどの解釈を示すものとされています。

3 AIの雇用リスク

これらのAIのリスクのうち⑦失業者の増、すなわち雇用リスクは、生成AIの登場前から、すでに意識されていました。例えば、2015年12月2日に野村総合研究所がプレスリリースした「日本の労働人口の49%が人工知能やロボット等で代替可能に」というレポートでは、国内601種類の職業について、AIやロボット等で代替される確率を試算した結果として、10~20年後に、日本の労働人口の約49%が就いている職業において、それらに代替することが可能との推計結果が得られたとしました。そして、「芸術、歴史学・考古学、哲学・

神学など抽象的な概念を整理・創出するための知識が要求される職業、他者との協調や、他者の理解、説得、ネゴシエーション、サービス志向性が求められる職業は、人工知能等での代替は難しい傾向があります。一方、必ずしも特別の知識・スキルが求められない職業に加え、データの分析や秩序的・体系的操作が求められる職業については、人工知能等で代替できる可能性が高い傾向が確認できました」としました。

これは要するに、データに基づいて定型的な処理ができる作業を中心とする職業については、AIで代替される可能性が高い反面、そうした処理になじまない非定型的な作業を含む職業については、AIで代替されない可能性が高いということです。こうしたことから、AIがどんなに進化しても、個人が創造性を発揮することが求められる業務は人間の職業として残されると考えられてきました。

しかし、生成AIの登場は、芸術などの創造性が重視される分野においても、AIが進出してくることを意味しています。例えば、アメリカで脚本家がストライキを起こしたというニュースが出ていました。彼らの不満の背景には、自分たちの脚本による映画やテレビ番組の配信がネットを通じたものに移行し、ビジネスモデルが変化する中で、安定した報酬が受けられなくなってきたという状況があったようです。しかし、それ以上に彼らが危機感を抱いたのは、自分たちの脚本に基づき学習した生成AIが独自の脚本を書けるようになってきたことです。

前記の野村総合研究所のレポートでは、人工知能やロボット等による代替可能性が低い100種の職業が挙げられており、その中には「シナリオライター」(脚本家など)も含まれていました。しかし、今はこうし

た職種も生成AIにより代替されてしまう危険性が高まっています。このほかにも、代替可能性が低い職業に挙げられている、アートディレクター、インテリアコーディネーター、インテリアデザイナー、エコノミスト、グラフィックデザイナー、ゲームクリエイター、工業デザイナー、広告ディレクター、コピーライター、作詞家、作曲家、ジュエリーデザイナー、スポーツライター、図書編集者、ファッションデザイナー、フードコーディネーター、舞台演出家、舞台美術家、フラワーデザイナー、フリーライター、放送記者、旅行会社カウンター係なども、生成AIの登場により、楽観は許されないでしょう。

いずれにせよ、クリエイティブな仕事だからAIには無理だろうというのは、大きな誤りだということです。まずはこうした現実を直視することが大切です。

4 技術革新と雇用への影響

AIに限らず、一般に技術革新が進むと、雇用に様々な影響を及ぼします。この点については、本連載の第135回「第4次産業革命とSociety5.0」においても取り上げましたが、ここでも簡単にポイントを確認しておきましょう。

技術革新が雇用に及ぼす影響については、通常、それは私たちの仕事の効率を上げるといって「支援効果」、それがさらに進んで、私たちの仕事を奪ってしまうという「雇用喪失効果」ないし「雇用代替効果」、その一方で、新たな仕事も生まれるという「雇用創出効果」という3つの効果があります。これまでのAIについても、支援効果という面で見ると肯定的に評価することができますし、「雇用創出効果」も、うまく職業訓練をして対応していけば失業の回

避につながるため、やはり肯定的に評価できます。しかし、「雇用喪失（代替）効果」については、失業に結び付く可能性（雇用リスク）があることから、警戒されることになります。

生成AIについても同様です。まず「支援効果」は大いに期待できます。日常業務において、これまでいろいろな形で情報を収集して分析して考えてきたことについて、生成AIに「相談」すれば解決できることは数多くあるでしょう。例えば、政府は、ジョブ型人事として、職務給制の導入を推奨しようとしています。しかし、具体的にどのように職務給制を導入したらよいか困っている企業の人事担当者も多いでしょう。しかし、今ならChatGPTに相談するという手があります。実際に相談してみると、ジョブ型人事をするために検討すべき項目として、次のようなものを挙げてくれました。

1 職務給の定義と水準、2 職務給の評価方法、3 給与グレードや階層、4 昇進や昇給の条件、5 職務給の見直しや調整、6 秘密保持や機密情報へのアクセス、7 レビューとフィードバックプロセス、8 給与の支払いと調整、9 プロモーションとキャリアパス、10 公正性と均等性の原則、11 給与の透明性と開示。

どれも重要なものであり、回答の質の高さは驚くべきものです。もっと細かく相談をすると、より詳しい回答をしてくれるでしょう。こうした相談が、パソコンでインターネットにつなぎさえすれば誰でもすぐに行えるようになったのが、生成AIの持つ「支援効果」です。人事担当者の仕事はこれによって大きく減るでしょうが、そこで浮いた時間やエネルギーを別の仕事に傾注できるでしょう。

また、本連載の前号で取り上げた高年齢

者雇用政策との関係では、生成AIをはじめとするデジタル技術がサポートしてくれることにより、高年齢者が働き続けることができる年限を延長させることができ、それはひいては年金財政の改善にもつながるという社会的意義もあります。

一方、上記の職務給制の導入に関するような人事関係の仕事は、中小企業であれば、これまでは専門家の社会保険労務士に相談していたところが多いでしょう。そのため、生成AIの登場は社会保険労務士の仕事を奪う可能性があります。もちろん正確性という点では、生成AIはまだ十分な信用はないのです（後述の偽情報の問題など）が、何と云っても、「安くて、早い」というメリットがあり、その点は依頼した側の企業にとって魅力的です。こうして、生成AIは、企業が、自社の従業員が保有しない専門的な知識について、これまでは外注してきたものを、内部で処理するという動き（内製

化）を加速化させることとなります。こうなると専門家といえども、その仕事が奪われるリスクがあることとなります。

さらに生成AIは、外注されてきた仕事だけでなく、企業内で従業員がやっていた仕事についても、その支援をするにとどまらず、機械ですべて代替するようになるでしょう。こうなると人員削減の圧力がかかり、「雇用喪失（代替）効果」が生じる可能性が高まります。

5 AIの抱える問題

（1）AIの信頼性

もっとも、生成AIには誤情報や偽情報（フェイク情報）が含まれている可能性が高いので、その内容を鵜呑みにすることは危険です。アメリカの国防省近くで大きな爆発が起こったという虚偽情報がSNSで流

Column

変わる専門性の意味

AIが、いろいろなコンテンツを生成し、それが専門的な内容に関わるようになると、これまでその専門性でアピールしていた人は、さらに高度の専門性が求められることとなります。クライアントと専門家との間の情報の格差が大幅に縮小することになり、高度の情報を提供できなければクライアントを満足させることができなくなるからです。そして、クライアントのニーズに応えられなければ、市場から淘汰されていくこと（つまり廃業すること）になるでしょう。

さらにAIが進化すると、個人がAIの判断に基づき一次的な意思決定を行い、人間の専門家は、セカンドオピニオンを示す役割や、AIを利用した一次的意思決定の事後検証をする役割を担うだけにとどまる可能性もあります。医療の例でいうと、人々は体調不良を感じたときに、まずAI搭載のアプリに判断してもらい、そこで病気という診断を受けたときに、病院に行って人間の医師に診てもらうというイメージです。これは医師の業務を軽減する意味で、前述の「支援効果」の例となりますし、医師不足対策にもなり社会にも有益です。ただ、AIの精度がもっと高まると、医師の判断がなくても、AIだけでファイナルな決定ができることになりかねず、こうなると医師の仕事にも「雇用喪失（代替）効果」が生じることとなります。

ただ、雇用の創出効果や喪失効果があるという議論は、現在を起点にした変化について述べているだけです。より重要なのは、ロボット技術なども含めて、ICT（情報通信技術）やAIなどを活用して、どのように医療体制を構築し、そこで人間はどのような形で貢献できるかという将来をみた視点です。新しい技術を前提に、人間と機械との協働のあり方を考えていくことは、医療以外の分野の仕事でも必要となります。生成AIについても、これにより短期的に雇用が増えたか減ったかという議論は、長期的なスパンで考えたときには、それほど重要ではないと思われます。

生成AIの業務利用における 問題点と対応策・規程例

弁護士 古田 裕子（多湖・岩田・田村法律事務所）

1 AIの業務利用への期待

最近、生成AI「ChatGPT」が大きな話題となっており、その活用に注目が集まっています。ChatGPTは、OpenAI社が開発した生成AIで、例えば、質問を文章で入力すると、会話のような形で解析した結果を回答してくれます。また、文章の翻訳・要約・校正や、具体的な指示に従った文章作成をすること等もできます。

業務への活用としては、例えば会議資料や議事録、メールの返信案の作成等の一般的な業務はもちろん、キャッチフレーズの作成、アイデア出し等のクリエイティブな業務、ソースコード作成・修正等のプログラミングに関する業務等、幅広い場面での利用が考えられるようです。

現在、様々な生成AIが開発されており、テキストを生成するもの（例：ChatGPT、Bard）以外にも、画像を生成するAI（例：Midjourney、Stable Diffusion）や音声・動画を生成するAI等があり、活用が期待されています。

他方、生成AIの利用には、企業秘密や個人情報への漏洩、知的財産権の侵害、不正確な回答等の懸念があることから、業務利用を制限する企業も出てきています。また、EUではAI規制法案が欧州議会で賛成多数で採択され、議論が進んでいます。

本稿は、業務利用が検討されやすい、テ

キストを作成する生成AIを念頭に、業務利用における問題点および対応策等を解説します。

2 生成AIの利用が問題となる場面とは

生成AIは、AIソフトウェアに大量のデータを学習させ、利用者が何らかのデータを入力すると、学習済みのAIソフトウェアが解析等を行ったうえで、新たな生成物を作成するシステムです。利用者が生成AIを利用するにあたっては、①利用者が生成AIへ何らかのデータ（文章を入力してテキストや画像等を生成するAIにおいては一般にプロンプトと呼ばれる）を入力する場面と、②生成AIが作成した生成物を利用者が利用する場面があり、それぞれにおいて問題が生じ得ます。

3 ①生成AIへのプロンプト入力のリスク

生成AIの中には、利用者が入力したデータ（プロンプト）を学習に利用するものがあり、このことから情報漏洩のリスクが懸念されています。例えば、プロンプトも学習に利用する生成AIにおいて、利用者が開発中のプログラムのソースコードを含むプロンプトを入力し、修正させた場合、生成AIはそのソースコードを学習して他の利用者への回答として、そのソースコード

と類似した生成物を生成する可能性があります。実際に、アメリカでは、ChatGPTが生成する回答に自社の既存データと酷似している事案が確認されたとして、Amazon社が社員への注意喚起を行ったことがニュースとなっています。

なお、OpenAIの利用規約では、ChatGPT（APIではないもの）に提供したデータを改善に利用する可能性がある旨が記載されているため、プロンプトが学習に利用される可能性があります（ただし、利用されないよう設定することも可能）。

（1）企業秘密漏洩のリスク

① 事実上の漏洩リスク

プロンプトが学習に利用される場合、前述のAmazonのケースのように、生成AIの生成物により、企業秘密が漏洩する事実上のリスクが否定できません。

② 不正競争防止法上の営業秘密が否定されるリスク

プロンプトに不正競争防止法上の営業秘密が含まれていると、結果的にこの営業秘密について、不正競争防止法に基づく保護が受けられなくなるリスクもあります。

不正競争防止法上の営業秘密が、不正の手段によって取得・使用された場合、不正競争防止法に基づき、犯罪としての処罰、民事上の侵害行為の差止め、損害賠償等が認められます。しかし、不正競争防止法上の営業秘密として保護されるためには、いくつかの要件を満たす必要があります。そのうちの一つが「秘密管理性」（秘密として管理されていること）です。秘密管理性が満たされるためには、企業の秘密管理意思が秘密管理措置によって従業員や取引先等に対して明確に示され、秘密管理意思に対す

る従業員等の認識可能性が確保される必要があるとされています。そのため、例えば、営業秘密を含むプロンプトを入力することを何ら規制していない場合、秘密管理措置が否定されたり、秘密管理意思の認識可能性が否定されるリスクがあると考えます。

③ 社内ルールの方向性

以上の通り、事実上の漏洩のリスクや秘密管理性を保つ観点からは、企業秘密として管理すべき情報については、プロンプトに含めないルールを作成すべきです。

（2）個人情報漏洩・違反のリスク

① 事実上の漏洩リスク

個人情報を含むプロンプトを入力した場合も、前述の通り、プロンプトを学習に利用されると、第三者に対する生成AIの生成物に当該個人情報が含まれてしまい、個人情報が漏洩する事実上のリスクを否定できない点が問題となります（なお、OpenAIでは、学習に利用するにあたって、個人情報の量を削減するステップが踏まれるようではある）。

② 個人情報保護委員会の注意喚起

生成AIの利用にあたっての個人情報の取扱い等に関し、個人情報保護委員会は令和5年6月2日付け「生成AIサービスの利用に関する注意喚起等」を公表しています（さらに、個人情報保護委員会は同日にOpenAIに対して、要配慮個人情報の取得等に関して注意喚起を行った）。個人情報取扱事業者における注意点としては、現時点で次の2点が記載されています。

- ① 個人情報取扱事業者が生成AIサービスに個人情報を含むプロンプトを入力

する場合には、特定された当該個人情報の利用目的を達成するために必要な範囲内であることを十分に確認すること

② 個人情報取扱事業者が、あらかじめ本人の同意を得ることなく生成AIサービスに個人データを含むプロンプトを入力し、当該個人データが当該プロンプトに対する応答結果の出力以外の目的で取り扱われる場合、当該個人情報取扱事業者は個人情報保護法の規定に違反することとなる可能性がある。そのため、このようなプロンプトの入力を行う場合には、当該生成AIサービスを提供する事業者が、当該個人データを機械学習に利用しないこと等を十分に確認すること

①は、利用目的の問題で、個人情報を含むプロンプトを入力する際には、その目的が特定された利用目的の範囲内かを検討する必要があります。

②は、明言はされていませんが、個人データを含むプロンプトの入力が、一定の場合「個人データの第三者提供」に該当し得ることを想定して記載されたものと考えます。

個人データを第三者に提供する場合、事前に本人の同意を取得する必要があります。この点、どういった場合に「個人データの第三者提供」に該当するかについては、クラウドサービスに関する議論が参考になると考えます。クラウドサービスの場合、例えば、個人データを含むデータをクラウド上に保存する場合をすべて「個人データの第三者提供」と整理することは現実的ではなく、クラウドサービス事業者において「個人データを取り扱わないこととなっている」場合、個人データの「提供」に該当しない（＝事前の本人の同意不要）と整理

されています（ただし、安全管理措置を講じる必要はある）。「個人情報を取り扱わないこととなっている」場合とは、具体的には⑦契約条項によって当該事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、④適切にアクセス制御を行っている場合等とされています。

生成AIに関しても、個人データを含むプロンプトの入力をすべて「個人データの第三者提供」と整理することは、生成AIの利活用を阻害することになり、現実的ではないと考えます。では、どういった場合が個人データの「提供」に該当するかについて、前述の②は、「個人データが当該プロンプトに対する応答結果の出力以外の目的で取り扱われる場合」（具体的には、個人データを学習に利用する場合）を問題としており、少なくともこの場合は個人データの「提供」に該当する可能性があると整理していると思受けられます。

ただし、個人データを学習に利用しない場合であれば個人データの「提供」に該当しないかという点、そうとは限らないと考えます。例えば、プロンプトを学習に利用しない設定にした場合、基本的には生成AI事業者（および生成AIを利用するサービス提供者。以下あわせて「生成AI事業者等」という）はプロンプトに含まれる個人データを積極的に利用することはないと思われませんが、データ自体は一定程度保管されている可能性が高く、他の目的（例えば不正利用の監視等の目的）に利用される余地は残ります（例えば、ChatGPTのFAQには、学習に利用しない設定にしたとしても、チャットが30日間は保存される旨の記載がある）。また、クラウドサービスにおいては、④適切にアクセス制御されていることが求められており、暗号化等の処理まで必要との見解もあるところ、生成AIに

ChatGPTを総務・人事の仕事で 使う際の活用事例と留意点

社会保険労務士 加藤 秀幸

ChatGPTは、昨年11月の公開以降、たった2カ月で1億人のユーザーを集めるといふ驚異的な成長を見せました。このスピードは他のSNS等と比較しても群を抜いています。その公開以降、人工知能（AI）の利用についての議論や検討が行われる中で、ChatGPTを含む生成AIの活用が加速しています。こうしたAI技術は、総務や労務を担当している皆さんの業務においても活用される可能性が高まっています。そこで、本稿は、ブラウザ版ChatGPTを総務・人事業務でどのように使うのか、また、法的な視点を含む注意点について解説します。

1 ChatGPT とは

ChatGPTはOpenAIという会社によって開発された人工知能（AI）で、人間のように文章を生成します。これは、人間が書いた大量の文字データを学習し、そのパターンを分析することで可能になっています。その結果、ChatGPTは質問に答えたり、文章を作成したり、人間と自由な会話をしたりすることができます。

ChatGPTの利用にあたっては、明確な正解があることについて質問して答えてもらうというよりも、一緒に考えてもらう「アシスタント」や「秘書」のような位置付けで使うのがよいでしょう。

なお、ChatGPTのような文章を生成するAIに対する質問や指示を「プロンプト（prompt）」といいます。プロンプトの中で改行する場合は、Shiftキーを押しながらEnterキーを押します（図表1）。

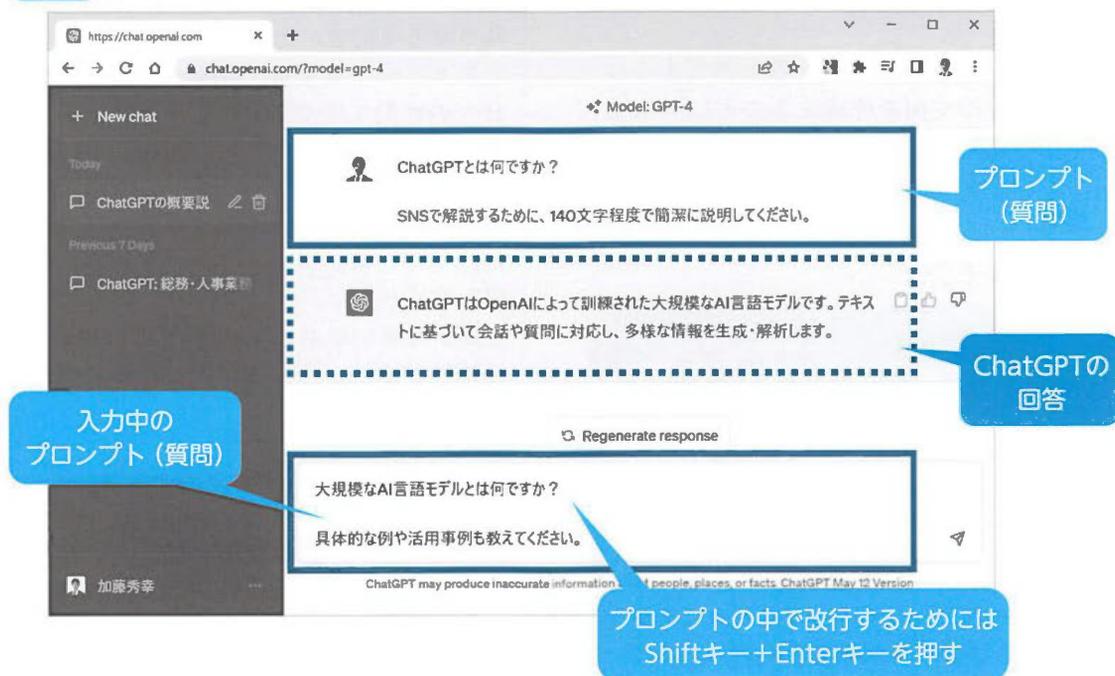
2 ChatGPT の始め方

ChatGPTは2つのサービスから利用できます（図表2）。1つはOpenAIにメールアドレスを登録する方法、もう一つは、個人のMicrosoftアカウントを登録し、ブラウザであるMicrosoft EdgeでBingチャットを使う方法です。Bingチャットの裏側ではChatGPTが動いており、ChatGPTとほぼ同等のサービスを提供しています。しかし、Bingは利用規約で非商用利用のみ許可しているため、この記事では商用利用も可能なChatGPTの回答を掲載しています。

3 ChatGPT の活用方法

ChatGPTは非常に柔軟であるため、総務や人事業務においても多岐にわたる活用が可能です。以下に具体的な活用事例を挙げています。プロンプト（ChatGPTへの質問や指示）はなるべく具体的な内容にすることが共通するポイントです。

図表1 ChatGPT



図表2 BingチャットとChatGPT

	Bingチャット	ChatGPT
サービス提供企業	Microsoft	OpenAI
URL	https://www.bing.com/	https://openai.com/blog/chatgpt
サービスを使うために必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のMicrosoftアカウント ・Microsoft Edge 	<ul style="list-style-type: none"> ・OpenAIへのメールアドレス登録
GPTバージョン (AIの賢さを表し、バージョンが高いほど賢い)	検索用GPT4	GPT3.5またはGPT4
プロンプトがサービス提供企業等で利用されるか	ユーザーは、Microsoft、その関連会社、および第三者パートナーに対し、プロンプトなど関連コンテンツを使用する許可を与えるものとされる	利用される (利用しないよう設定も可能だが、プロンプトはOpenAIに30日間保存されている状態となる)
商用利用	不可	可
料金	無料	Free Plan : 無料 ChatGPT PLUS : 20ドル/月 (制限が少なく多機能)
利用規約やFAQ	<ul style="list-style-type: none"> ・ https://www.bing.com/new/termsfuse ・ https://www.microsoft.com/ja-jp/servicesagreement 	<ul style="list-style-type: none"> ・ https://openai.com/policies/terms-of-use ・ https://help.openai.com/en/articles/7039943-data-usage-for-consumer-services-faq

(令和5年6月20日時点)

(1) 社内報の文章作成

例えば、セキュリティ意識を喚起するための社内報の文面を作成することに活用できます。他にもChatGPTは特定のシチュエーションに適した挨拶文を作成することができ、ビジネス用メールや報告書の作成に役立ちます。

プロンプト

社内で従業員のセキュリティの意識を高めるため、できる限り多くの従業員に読んでもらえるようなメールを作成してください。以下の条件を満たしてください。
条件：

- ・メールのタイトルを読んで、従業員に「読んでみたい」と思わせるタイトルにする
- ・メールの本文は400文字くらいの長さにする
- ・Emotetというマルウェアについて触れる
- ・マルウェアについて簡単に説明する

ChatGPTの回答

タイトル：

【絶対にお知らせしたい】Emotetマルウェアとその予防策！

本文：

皆様、
こんにちは。情報セキュリティチームから大切なお知らせです。
現在、インターネット上には様々な脅威が存在していますが、中でも特に警戒が必要なのが「Emotet」というマルウェアです。マルウェアとは、不正な目的を果たすために設計されたソフトウェアのことを指します。その中でもEmotetは、特に知恵が働いたもので、信用できる組織や個人からのメールと偽装して私たちのPCやネットワークに侵入を試みます。Emotetの一番の目的は、個人情報の窃取とシステムへの深刻なダメージです。こ

れが会社の大切な情報を奪い、業務を混乱させる可能性があります。

セキュリティ対策は、我々一人ひとりが日々の行動で防ぐことができます。メールの添付ファイルやリンクを開く前には、送信者が信頼できるかどうか確認しましょう。不審なメールを受け取った場合は、すぐに情報セキュリティチームに報告してください。

従業員全員が協力して、情報セキュリティを維持しましょう。皆様のご理解とご協力をお願いします。

よろしくお願い致します。

(2) 社外向け文書の校正

ChatGPTは文章の誤字脱字を見つけることができるため、公式な文書や報告書の品質を保つのに役立ちます。また、「です・ます」調を統一したり、文章の言い回しをより自然なものに修正したりすることができます。以下のプロンプトであえて間違った**太字下線部**をChatGPTに訂正してもらった文章が、前述「ChatGPTとは」の段落です。

プロンプト

次の文章の誤字脱字を訂正して、「です・ます」調にもしてください。最後に訂正した個所をすべて箇条書きにしてください。

ChatGPTはOpenAIという会社によって開発された人工知能（AI）で、人間のように文章を生成します。これは、人間が書いた大量の文字データを学習し、そのパターンを分析することで**可能に可能に**なっています。その結果、ChatGPTは**質問答えたり**、文章を作成したり、人間と**事由な**会話をしたりすることができるのだ。ChatGPTの利用にあたっては、明確な正解があることについて質問して答え